

日本運動器看護学会 研修委員会規程

(名称)

第1条 本委員会は、日本運動器看護学会研修委員会と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、日本運動器看護学会の会則に基づき、運動器看護の実践の推進に関する活動を行い、学会会員相互の研鑽を図るとともに、広く運動器看護の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本委員会は前条の目的を達するために、以下の事業を行う。

- 1) 地区研修会の開催
- 2) その他、本委員会の目的の達成に必要な事業

(委員)

第4条 本委員会の委員は、理事会が担当理事を選任し、担当理事が正会員の中から委員を推薦する。委員長は担当理事の中から、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員は理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は1年とし再任を妨げないものとする。なお、委員会の構成は15名以内とする。

(委員会の招集)

第5条

- 1) 本委員会は委員長が招集し、議長となる。
- 2) 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し意見を求めることができる。
- 3) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4) 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。また機関誌に公示し、会員に通知する。

(規程の変更)

第6条 この規程は、委員会及び理事会の承認によって変更または廃止することができる。

附則 この規程は、平成29年9月30日から施行する。